

「輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視結果」 に基づく勧告への対応について

平成20年7月
食 品 安 全 部
輸入食品安全対策室
検疫所業務管理室

1. 経 緯

- (1) 平成18年12月～平成20年5月にかけて、総務省が、平成16年及び17年度の輸入食品モニタリング計画及びその実施状況等について、検疫所26窓口を対象に調査を実施した。
- (2) 平成20年5月23日、当該調査に基づき、「輸入農水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視結果報告書」が公表された。
- (3) この中で、モニタリング計画で予定された件数の検査が行われていない等の事例がみられることから、厚生労働省に対して、その原因分析と改善策の実施を求める勧告がなされた。

2. 現 状

- (1) 年度毎に定めているモニタリング計画については、すべての食品を9つの群に分類し、それぞれの食品群について必要な検査項目及び検査件数を定めており（別紙1）、この9食品群でみた場合、毎年度、計画件数はほぼ達成されている（別紙2）。
- (2) 一方、モニタリング計画の実施に当たっては、この9食品群をさらに再分類化（16年度：120分類、17年度：121分類）した上で検疫所毎に詳細な計画を示しているが、品目毎、検査項目毎、検疫所毎にみた場合、実施率が100%に達していないものがみられる（計画数を超えて実施しているものもあるため、全体的な実施率はほぼ100%を確保している）。

3. 総務省の指摘内容

- (1) モニタリング計画に則した検査が十分に行われていない個別検査項目について、その原因分析及び改善方法の検討を行い、次年度以降の計画策定及び検疫所に対する指導等に反映することにより、検査の信頼性の確保に努めること。
- (2) モニタリング計画に則した検査が十分に実施されていない検疫所について、個別の原因分析及び対応策の検討等の結果を踏まえ、検疫所に対し検査を適正に実施するよう、より効果的かつ継続的な指導を行うこと。

4. 原因分析と改善策

(1) 原因分析

- ① モニタリング計画は前々年度の輸入実績等をもとに策定するため、その後の市場動向の変化等により、実施年度における輸入実績と整合しない場合がある。
- ② モニタリング実績のうち、計画どおり実施できなかった個別品目、個別検疫所について、原因分析及び改善策の検討が十分行われていない。
- ③ 品目、検疫所によっては、貨物の搬入（保管）場所が遠隔地で人手のやり繰りがつかず、サンプリングに行くことが困難な状況がある。

(2) 改善策

- ① モニタリング計画を適正に実施するため、検疫所に対し、輸入状況の変化等により、計画に基づく検査実施が困難と判断される場合には、その理由とともに速やかに厚生労働省へ連絡することなどについて、一層の周知徹底（平成20年5月23日）。
- ② 本年度モニタリング計画を計画どおり適正に実施する上での問題点等について検疫所に意見聴取を行い、現状の輸入実績等を踏まえ、本年度のモニタリング計画において以下の見直しを実施（平成20年6月25日）。
 - ア 直近の輸入実績を踏まえた検査件数の見直しを行い、輸入実態に即した効果的な検査が実施できるよう計画を改善。

(例) 農産食品の残留農薬

品名	平成19年度届出件数	当初計画件数	見直し後件数
だいこん	435件	119件	59件
レタス	300件	119件	59件
トウモロコシ類	3571件	119件	299件

イ 人員配置の少ない検疫所は、近隣の検疫所と計画を統合するなど、人員の有効活用が可能となるよう計画を改善。

(3) 今後の対応

本年度のモニタリング計画については、現状の輸入実績等を踏まえ、実施状況について適宜点検を行い、必要に応じて見直しを行うとともに、次年度モニタリング計画の策定にあたっては、本年度の輸入実績及び検疫所における検査実績並びに違反実績等を勘案し、策定することとする。